

日立市国民保護計画 概要版

平成19年3月
日立市

日上市国民保護計画の構成

国民保護計画は、武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための行動計画です。そのため本市国民保護計画は、「避難」「救援」「武力攻撃の被害の最小化」を3つの柱とし、次のとおり5編構成としました。

第1編では、第1章で計画の目的、第2章では本市が行う国民保護措置の基本方針、第5章では市がこの計画を実行する際に対象とする事態を示しています。

第2編では、平素からの備えとして、市の組織体制、関係機関との連携、市民への啓発等を示しています。

第3編では、武力攻撃災害が発生した場合を想定し、第1章では初動措置について、第2章では、市国民保護対策本部を設置する場合の手順や組織、機能等について、第4章では、市民への警報、避難の指示について必要な事項を示しています。また、第5章では、県と連携した救援活動の内容を、具体的に示しています。

第4編では、武力攻撃災害発生後、円滑な応急復旧を行うために必要な事項について示しております。

最後の第5編では、緊急対処事態への対処方針を示しており、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととしています。

第1編 総則

- 第1章 計画の基本(目的・構成等)
- 第2章 国民保護措置に関する基本方針
- 第3章 関係機関の役割、事務又は業務の大綱
- 第4章 市の地理的、社会的特徴
- 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

第2編 平素からの備え

- 第1章 組織・体制の整備等
- 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
- 第3章 生活関連等施設の把握等
- 第4章 物資及び資材の備蓄、整備
- 第5章 国民保護に関する啓発

第3編 武力攻撃事態等への対処

- 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
- 第2章 市国民保護対策本部の設置等
- 第3章 関係機関相互の連携
- 第4章 警報及び避難の指示等
- 第5章 救援
- 第6章 安否情報の収集・提供
- 第7章 武力攻撃災害への対処
- 第8章 被災情報の収集及び報告
- 第9章 保健衛生の確保その他の措置
- 第10章 国民生活の安定に関する措置
- 第11章 交通規制
- 第12章 特殊標章等の交付及び管理

第4編 復旧等

- 第1章 応急の復旧
- 第2章 武力攻撃災害の復旧
- 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

第5編 緊急対処事態への対処

第1編 総則

第1編では、この計画の基本事項、国民保護措置に関する基本方針、市及び関係機関の役割や事務、計画が対象とする事態をまとめています。

【第1章第1節】計画の基本（目的）

国民保護法第35条の規定に基づき、武力攻撃事態等においては、国民保護法その他の法令、国の基本指針、茨城県国民保護計画及びこの計画に基づき、市民の協力を得つつ、関係機関と連携協力を図り、避難・救援等の国民保護措置を、的確かつ迅速に実施することを目的としています。

【第1章第3節】市地域防災計画との関連

市国民保護計画に明記されていない事項については、市地域防災計画に定めている防災に関する既存の取り組みを活用することとしています。



【第2章】国民保護措置に関する基本方針

市が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項と基本方針を次のとおり明記しています。

- 1 基本的人権の尊重
- 2 市民の権利利益の迅速な救済
- 3 市民に対する情報提供
- 4 関係機関相互の連携協力の確保
- 5 市民の協力
- 6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- 7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

【第3章】関係機関の役割と事務又は業務の大綱

国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を図るため、国民保護法における市の役割及び、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割についても明記しています。

国民保護措置の基本は、「避難」「救援」「武力攻撃の被害の最小化」であり、本市の主な役割を次に示します。

- 1 市国民保護計画の作成
- 2 市国民保護協議会の設置、運営
- 3 市国民保護対策本部等の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導等住民避難に関する措置の実施
- 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供等避難住民等の救援に関する措置の実施
- 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集等武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 8 水の安定的な供給等国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

[第5章] 市国民保護計画が対象とする事態

この計画は、茨城県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を、本市計画が対象とする事態としています。

1 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいいます。



2 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。

①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力発電施設等の破壊 石油コンビナート、都市ガス貯蔵施設等の爆破
②多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 新幹線等の爆破
③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	放射性物質を混入させた爆弾等の爆発による放射能の拡散 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 水源地に対する毒素等の混入
④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

第2編 平素からの備え

本編では、第1章で、市の組織体制、関係機関との連携等について示しており、第2章では、避難、救援、武力攻撃災害に関する備え、第3章では、生活関連等施設の備え、第5章では国民保護に関する啓発の内容を記載しています。

【第1章第1項】市の組織・体制の整備

市では、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要な組織、体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図るため、平素からの業務分担、参集基準等を定めました。
また、関係機関との連携の必要性を明記し、防災のための連携体制を活用することとしています。

【第1章第4項】情報収集・提供等の体制整備

市民に警報等の伝達を行うために必要な準備として、伝達方法、防災行政無線の整備、サイレン音の周知などを行うこととしています。武力攻撃災害が発生した場合において、市民の所在を明確にするための安否情報の収集、整理及び提供に関する必要な準備を行うこととしています。
また、市域の被災情報の収集や報告を行うための必要な報告様式を定めました。

【第1章第5項】研修及び訓練

住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有している市職員及び消防団員並びに自主防災組織リーダーなどを対象に、様々な研修を実施し、国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めることとしています。
また、実践的な訓練（対策本部設置訓練、避難誘導訓練、救援訓練）を通じて対処能力の向上に努め、その結果や反省を踏まえ、市国民保護計画の見直し作業等へ反映することとしています。

【第2章】避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

市は、避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えとして、次の必要な事項を定めています。

- 1 避難に関する基礎的資料の収集、災害時要援護者への配慮等
- 2 避難実施要領のパターンの作成
- 3 救援に係る県との役割分担等の調整
- 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等
- 5 県が行う避難施設の指定への協力（平成19年2月1日現在 42施設を県が指定）
- 6 動物の保護等（かみね動物園飼育動物など）

〔第3章〕生活関連等施設の把握等

市域内所在の生活関連等施設（取水施設、浄水施設、鉄道施設、ダム、高圧ガス施設など）の把握を行うとともに、市管理の公共施設等における警戒の措置内容を示しています。

〔第4章〕物資及び資材の備蓄、整備

住民避難や救援等に必要な物資等の備蓄については、地域防災計画における備蓄の相互利用等、合理的な調達体制の整備を図るとともに、県と密接に連携して対処することとしています。また、国民保護措置のため特に必要な物資等の備蓄についても、その考え方を示しています。

さらに、武力攻撃事態等が長期化した場合においても、物資等の調達ができるよう、他市町村、事業者等との連携体制を整備することとしています。

〔第5章〕国民保護に関する啓発

武力攻撃災害の被害を最小化するため、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、適切な行動が図れるよう、あらゆる機会を通じて啓発を行うとともに、防災に関する啓発との連携も図ることとしました。学校教育においても、児童生徒等の安全確保及び災害対応能力の育成等に関する教育を行うこととしています。

また、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等（武力攻撃災害の兆候、不審物等の発見をした場合の通報など）についても周知を図ることとしています。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第3編では、武力攻撃事態等や緊急対処事態への対処に関して、整備すべき市の組織体制、国の対策本部長から発令される警報の伝達及び通知等に必要な事項、県と連携して行う救援の内容について記載しています。

〔第1章〕初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

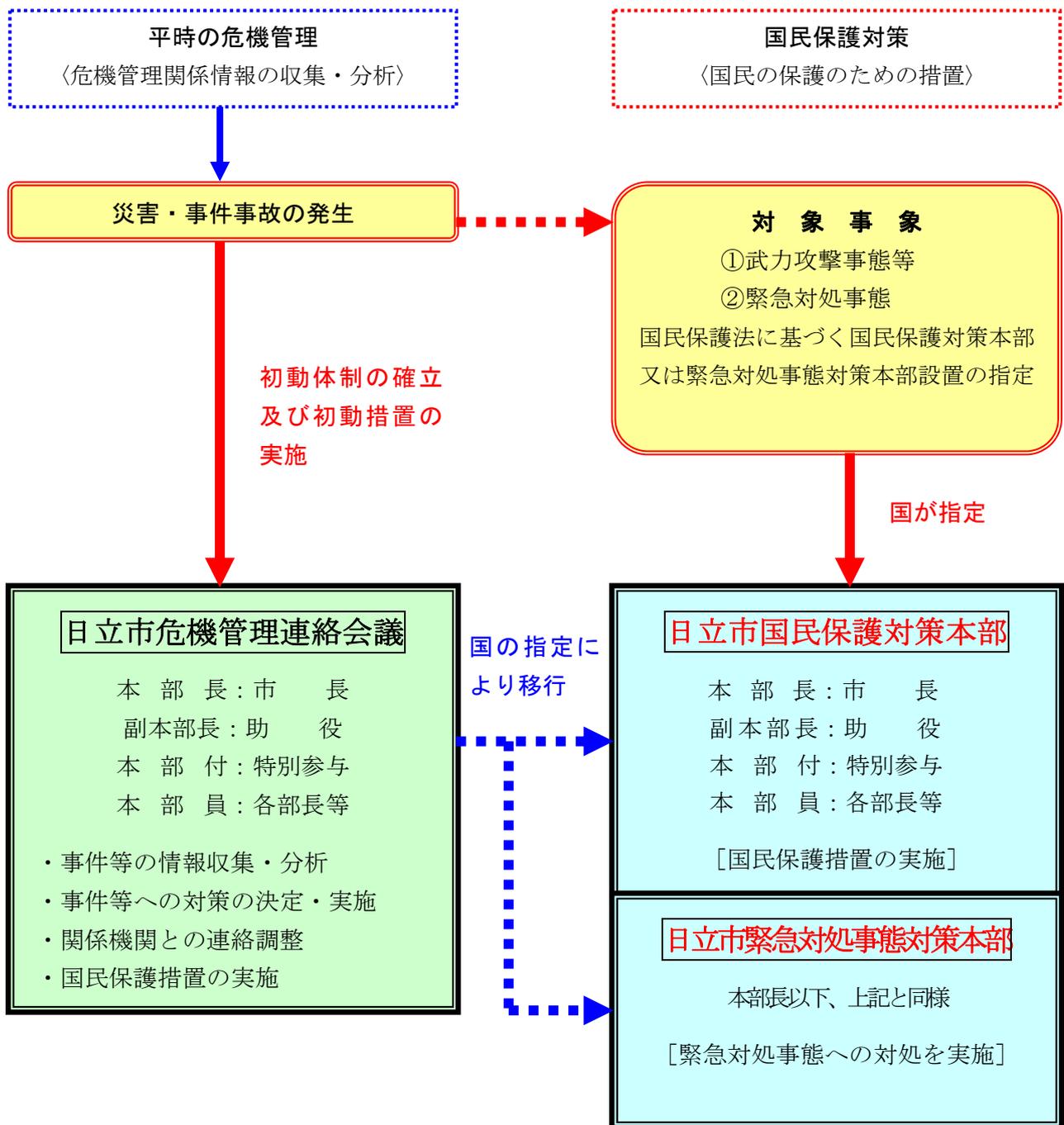
市は、多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合は、当初その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられるため、「市危機管理連絡会議」を設置し、消防や県警察との連携を図り、事案別に発生した災害への対処を行うこととしています。市危機管理連絡会議を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合は、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制へ移行するとともに、市危機管理連絡会議は廃止することとなります。

〔第2章〕市国民保護対策本部の設置等

市は、政府によって武力攻撃事態の認定が行われ、知事から市に対して「国民保護対策本部」を設置すべき市の指定を受けた場合に「市国民保護対策本部」を設置し、必要な国民保護措置を実施することとしています。

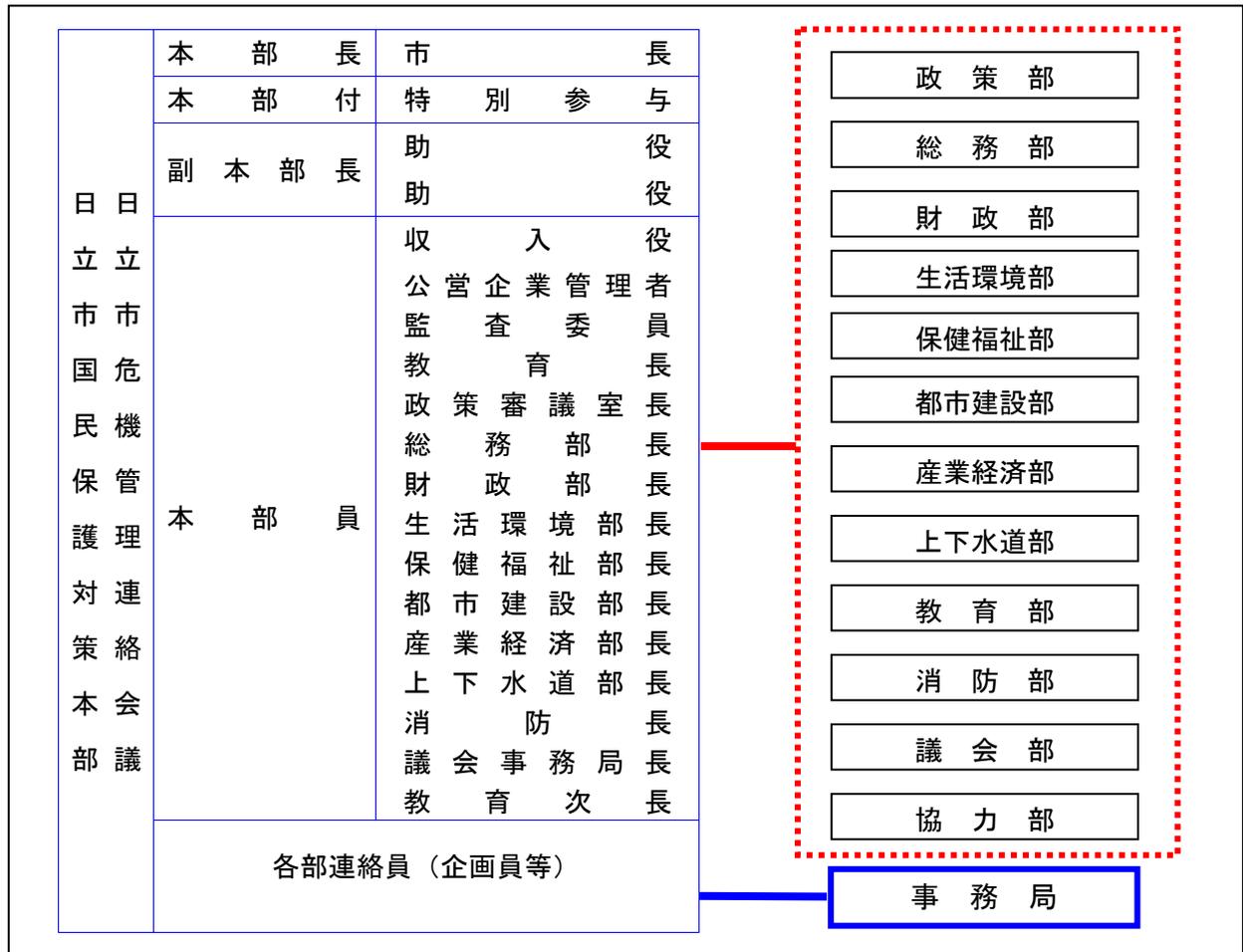
対策本部設置後は、県、消防、県警察、自衛隊、海上保安部、医療機関との情報共有や活動調整を行い、警報の伝達、避難の誘導等、必要な対策を講じることとなります。

日立市の危機管理体制図



市国民保護対策本部（市危機管理連絡会議）の組織構成及び機能を次の表に示します。

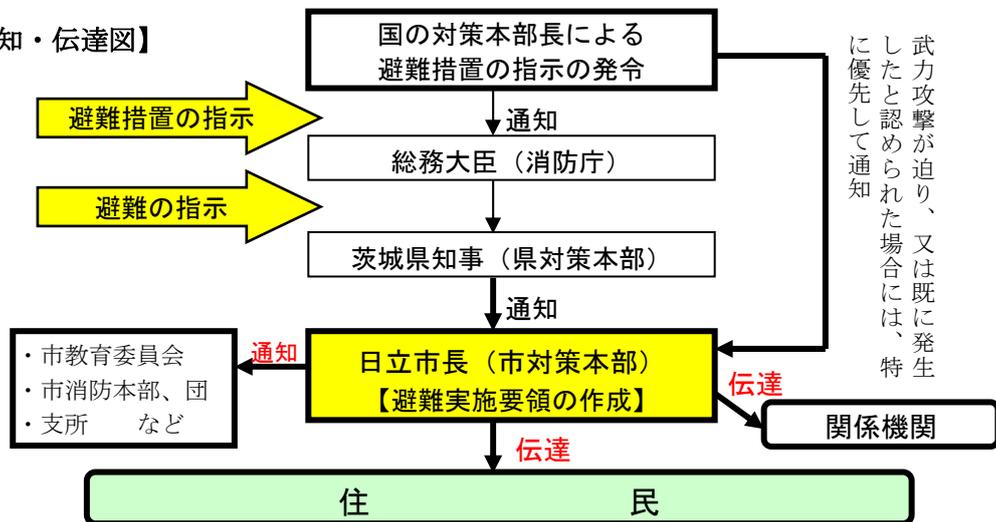
日立市国民保護対策本部組織図（緊急対処事態対策本部も同様）



【第4章】警報及び避難の指示等

県から警報及び避難の通知を受けた場合は、あらかじめ定められた伝達方法により市民及び関係機関等へ伝達します。特に避難の伝達の場合は、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなります。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであるため、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導を次のとおり行うこととしています。

【避難の通知・伝達図】



【第4章第2項第2節】避難実施要領の策定

市は、住民へ避難を伝達する場合は、避難の単位、避難先、集合場所等について、あらかじめ作成している「避難実施要領のパターン（※下図）」を参考に、その都度「避難実施要領」を作成することとなります。そのため、避難実施要領の策定の際の考慮事項等について、定めています。

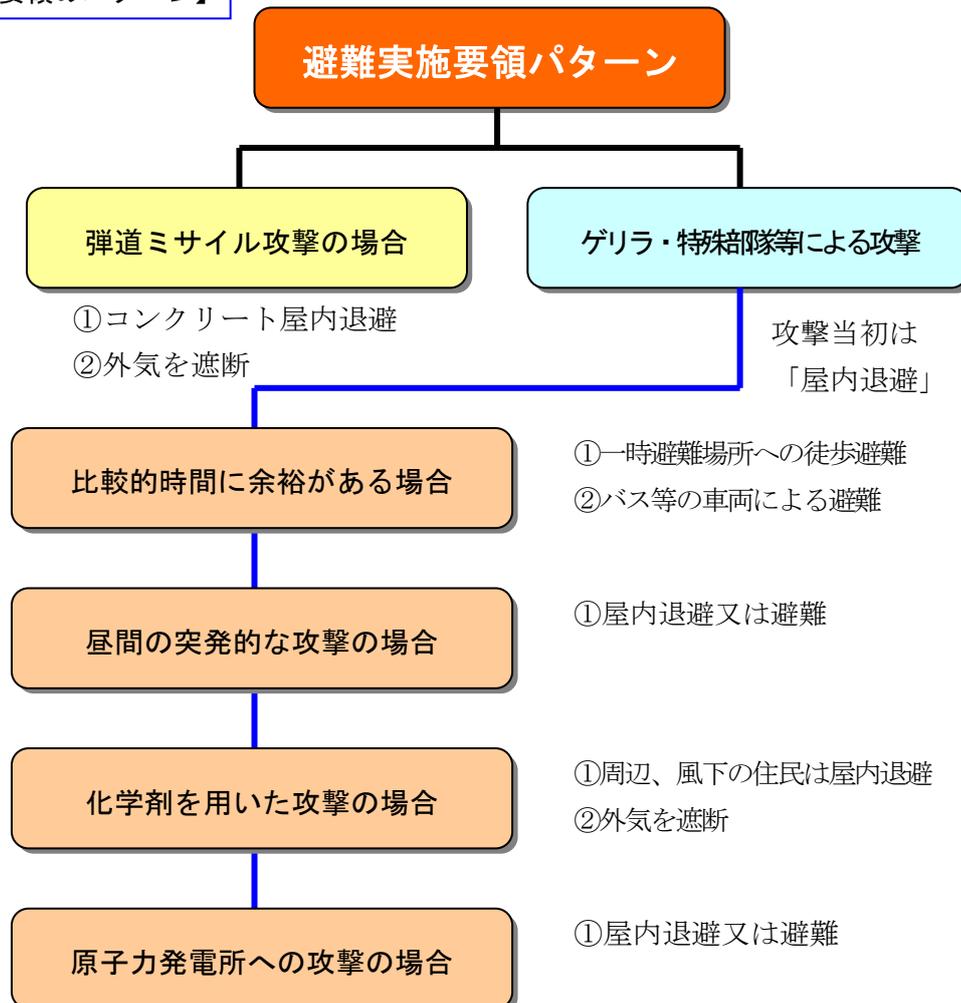
また、避難実施要領策定後、その内容を直ちに住民等へ伝達し、県警察、消防、自衛隊等へ通知し、その情報を報道機関へ提供することとなります。

【第4章第2項第3節】避難住民の誘導

市は、あらかじめ作成している避難実施要領により、消防機関と連携して、避難住民を誘導し、その際、自治会、町内会、学校、事業所等を単位とした誘導を行います。

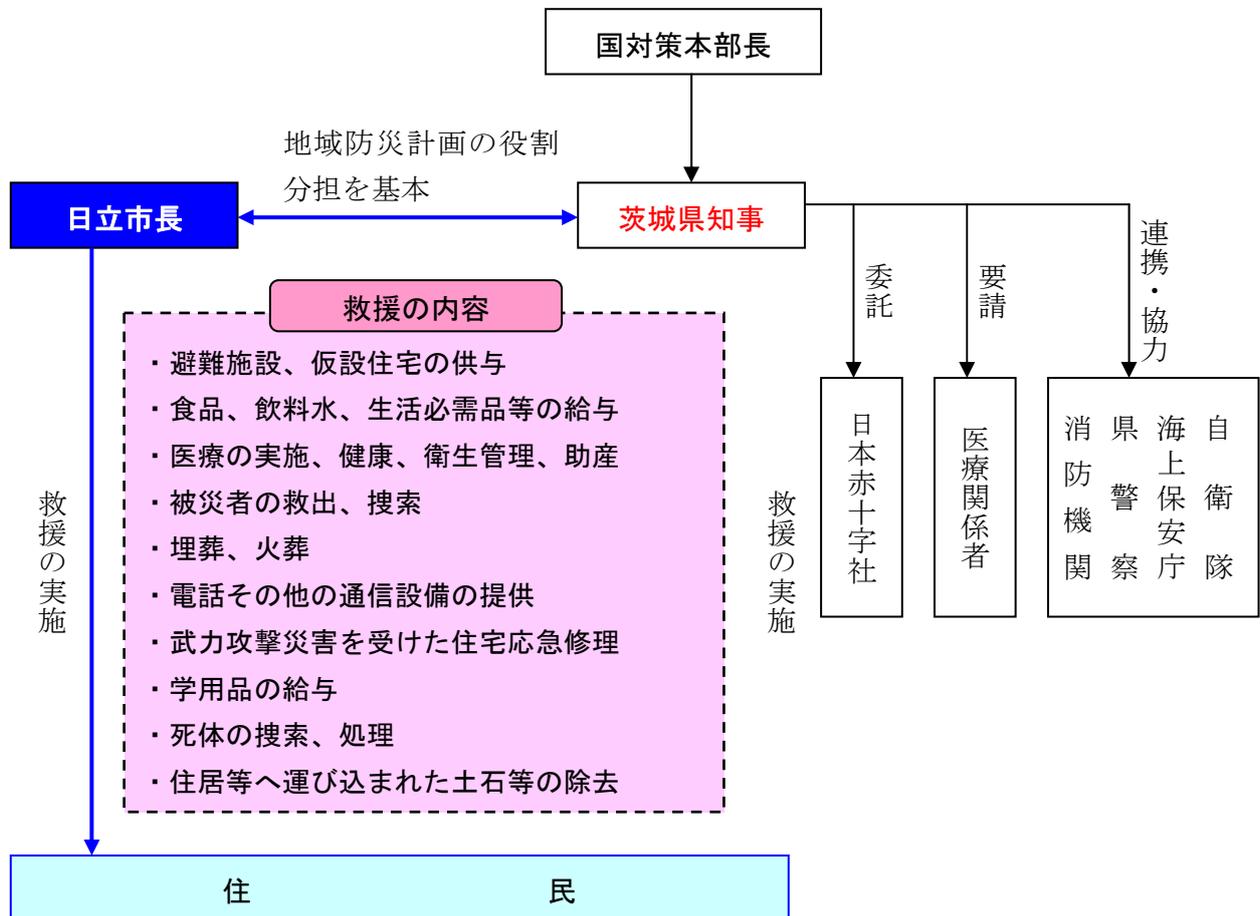
また、武力攻撃事態の種類（ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃）に応じた避難誘導の考え方についても記載しています。

【避難実施要領のパターン】



[第5章] 救援

市は、県と連携し、避難先地域や被災地において、住民避難や被災者の生命、身体及び財産を保護するため、次のような救援活動を行うこととしています。



[第6章] 安否情報収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、その緊急性や必要性を踏まえて行うこととし、安否情報の収集、整理、報告、照会への回答について必要な事項を記載しています。

[第7章第2項] 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等は、市地域防災計画（原子力災害対策計画編）等に定められた措置に準じた措置を講ずることとし、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき、必要な措置を講ずることとしており、それぞれの災害への対処に当たり、必要な事項について記載しています。

〔第7章第3項〕 応急措置等

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、住民に対して「退避の指示」や「警戒区域の設定」を行うこととされており、それぞれの措置の実施に必要な事項について記載しています。

また、市長は応急公用負担として、武力攻撃災害への対処措置のため武力攻撃災害を受けた現場の工作物等で、対処に支障となるものの除去等を行うことができる旨を記載しています。

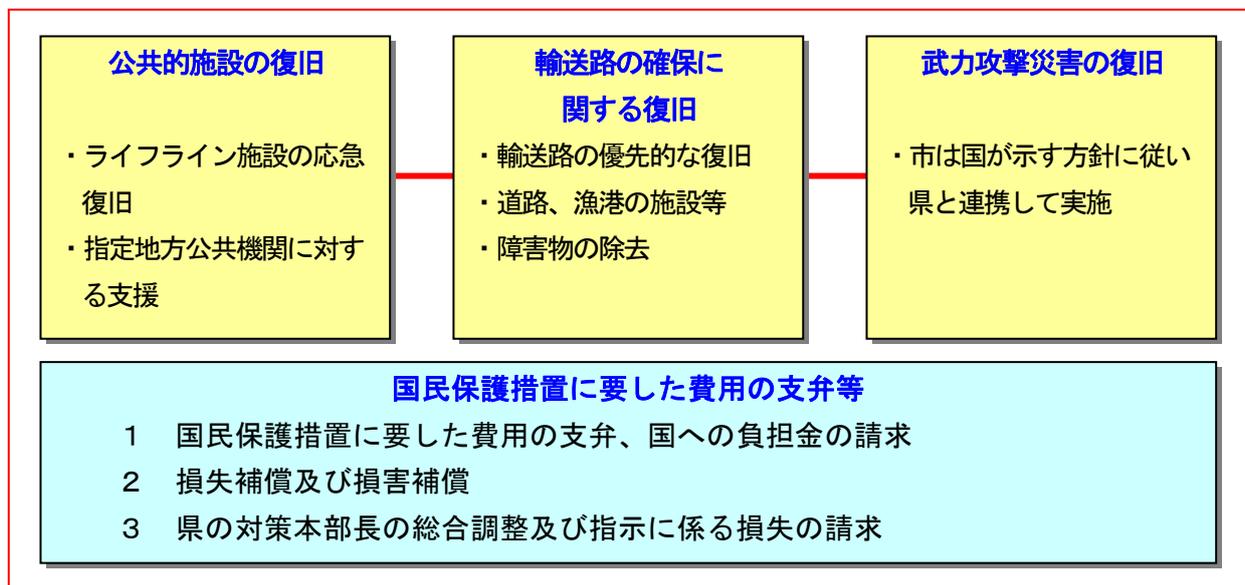
〔第10章〕 国民生活の安定に関する措置

市は、国民生活の安定に関する次の措置について実施することとしています。

- 1 生活関連物資等の価格安定
- 2 避難住民等の生活安定等（被災児童生徒等に対する教育、公的徴収金の減免等）
- 3 生活基盤等の確保（水の安定的な供給、公共的施設の適切な管理など）

第4編 復旧等

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧を講じることとし、その必要な事項について記載しています。



第5編 緊急対処事態への対処

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急

対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に進じて行うこととしています。

【緊急対処事態の種別】

①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力発電施設等の破壊 石油コンビナート、都市ガス貯蔵施設等の爆破
②多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 新幹線等の爆破
③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	放射性物質を混入させた爆弾等の爆発による放射能の拡散 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 水源地に対する毒素等の混入
④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ